

【自動車税環境性能割の税率】（令和3年度）新車・中古車問わずに適用

対象となる自動車		税率	
		自家用	営業用
①電気自動車（燃料電池自動車含む）		非課税	非課税
②天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減）		非課税	非課税
③プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
④クリーンディーゼル乗用車（平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準適合車）		非課税（注1）	非課税（注1）
⑤ガソリン自動車（ハイブリッド自動車含む）			
(A)乗用車			
平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★★）			
	かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%（注2）	非課税
	かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%（注2）	0.5%
	かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%（注2）	1%
	上記以外	3%（注2）	2%
(B)車両総重量2.5t以下バス・トラック（軽量車）			
平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★★）			
	かつ令和2年度燃費基準+5%達成（バスに限る）	非課税	非課税
	かつ令和2年度燃費基準達成（バスに限る）	1%	0.5%
	かつ平成27年度燃費基準+25%達成（トラックに限る）	非課税	非課税
	かつ平成27年度燃費基準+20%達成（トラックに限る）	1%	0.5%
	かつ平成27年度燃費基準+15%達成	2%	1%
	上記以外	3%	2%
(C) 車両総重量2.5t超3.5t以下バス・トラック（中量車）			
a)平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★★）			
	かつ平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税
	かつ平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%
	かつ平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%
b)平成30年排出ガス基準25%低減（★★★）又は平成17年排出ガス基準50%低減（★★★★）			
	かつ令和2年度燃費基準達成（バスに限る）	非課税	非課税
	かつ平成27年度燃費基準+20%達成（トラックに限る）	非課税	非課税
	かつ平成27年度燃費基準+15%達成	1%	0.5%
	かつ平成27年度燃費基準+10%達成	2%	1%
	上記以外	3%	2%
⑥LPG自動車			
(A)乗用車			
平成30年排出ガス基準50%低減（★★★★）又は平成17年排出ガス基準75%低減（★★★★★）			
	かつ令和12年度燃費基準85%達成かつ令和2年度燃費基準達成	非課税	非課税
	かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成	1%（注2）	非課税
	かつ令和12年度燃費基準65%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%（注2）	0.5%
	かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成	2%（注2）	1%

	上記以外	3% (注2)	2%
⑦ディーゼル自動車 (ハイブリッド自動車含む)			
(A)車両総重量2.5 t 超3.5 t 以下バス・トラック (中量車)			
a)平成30年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準Nox及びPM10%低減			
	かつ平成27年度燃費基準 + 15%達成	非課税	非課税
	かつ平成27年度燃費基準 + 10%達成	1%	0.5%
	かつ平成27年度燃費基準 + 5%達成	2%	1%
b)平成21年排出ガス基準適合			
	かつ令和2年度燃費基準達成 (バスに限る)	非課税	非課税
	かつ平成27年度燃費基準 + 20%達成 (トラックに限る)	非課税	非課税
	かつ平成27年度燃費基準 + 15%達成	1%	0.5%
	かつ平成27年度燃費基準 + 10%達成	2%	1%
	上記以外	3%	2%
(B)車両総重量3.5 t 超バス・トラック (重量車)			
平成28年排出ガス基準適合又は平成21年排出ガス基準Nox及びPM10%低減			
	かつ平成27年度燃費基準 + 10%達成	非課税	非課税
	かつ平成27年度燃費基準 + 5%達成	1%	0.5%
	かつ平成27年度燃費基準達成	2%	1%
	上記以外	3%	2%

(注1) 令和3年度は経過措置により非課税になります。

(注2) 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用自動車については、税率が1%軽減されます。